

丹生川漁業協同組合の遊漁規則変更認可について

1 変更の内容

- ・ あゆを対象にしたルアーを用いた漁法（以下、あゆルアー釣り）の禁止を解除するため、関係条項を新旧対照表のとおり改める。

2 変更を必要とする理由（※理由書と聞き取りに基づく）

- ・ ここ数年間、組合の経営状況が厳しく、改善策をいろいろ考えている。
- ・ 遊漁客の増加が必要であり、そのためには若い世代の遊漁客を呼び込むことが重要であり、友釣りよりも手軽なあゆルアー釣りを解禁することとする。

3 変更の妥当性

- ・ あゆルアー釣りについては、特に若い釣り人に人気があり、ルアーを楽しむ釣り人が、あゆ釣りを始めるきっかけになると期待されている。
- ・ 令和8年6月20日に開催された総会において、遊漁規則の変更が決議されている。
- ・ 遊漁規則の変更に先立って、令和8年6月25日付けで行使規則の変更が認可されており、組合員のあゆルアー釣りの禁止を解除済み。

以上のように、今回の変更は、遊漁を不当に制限するものではなく、必要な手続きも取られていることから、妥当であると言える。